

平成 27 年 6 月 10 日
日本原子力発電株式会社

原子力規制庁との面談について

当社は、本日、原子力規制庁と面談を行いました。

本日の面談は、本年 3 月 25 日に敦賀発電所の敷地内破砕帯に関する評価書が原子力規制委員会に報告された以降はじめて行われたものであり、面談では、3 月 5 日及び 24 日に、当社が原子力規制委員会に対し申し入れてきた事項及び今後の進め方について意見交換を行い、今後も引き続き行っていくことを確認しました。

なお、平成 26 年 12 月 5 日及び本年 3 月 5 日の面談の際にお願いした、平成 26 年 12 月 3 日の委員会文書における評価書の「報告」と「参考」の扱いと、平成 24 年 9 月 26 日の委員会文書における「原子力規制委員会自らが確認と評価を行い、」「判断を行う」とした方針、また、平成 25 年 5 月 22 日付けの委員会文書における評価書に係わる委員会での「了承」や「原子力規制委員会において、判断した」と明記された平成 25 年 5 月 29 日付けの委員会決定文書に基づく当社に対する報告徴収命令文書（平成 25 年 5 月 29 日付け）との関係についての法的観点からの説明に関する回答文書については、まだまとまっていないため、準備ができ次第、回答をいただくこととなりました。

以 上